

指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導の運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人社団 木古内町国民健康保険病院が実施する指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 木古内町国民健康保険病院が実施する指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導の従業員は、要支援者・要介護者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導を実施するにあたっては、居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(名称及び所在地)

第4条 指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導を実施する事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名 称 木古内町国民健康保険病院
- (2) 所在地 北海道上磯郡木古内町字本町 710 番地
- TEL 01392-2-2079 (代表)
- FAX 01392-2-6025

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第5条 指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導の従業者の種類、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 医師 3名（病院職員と兼務）

医師は、居宅を訪問し医学的観点から、居宅介護サービス計画の作成等に必要な情報提供及び介護方法についての指導、助言や、利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

(2) 管理栄養士 1名（病院職員と兼務）

管理栄養士は、医師の指示に基づいて居宅を訪問し、厚生労働大臣が定める特別食を必要とする利用者に対して、具体的な献立によって実技を伴う指導を行う。（診療日及び診療時間）

第6条 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の診療日及び診療時間は、次の通りとする。

- (1) 診療日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日～1月3日までを除く。
- (2) 診療時間 午前8時30分から午後12時15分及び、午後1時から午後5時までとする。
- (3) 電話等により、常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導の種類)

第7条 木古内町国民健康保険病院が実施する指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導は、次の通りとする。

- (1) 医師による指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導
- (2) 管理栄養士による指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

自動車使用料 病院を起点として1km当たり30円＋税(木古内町内に関しては免除)

- 3 前2項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、木古内町・知内町の区域とする。

(衛生管理等)

第10条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅療養管理指導(指定介護予防居宅療養管理指導)の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(虐待防止)

第12条 事業所は利用者の人権擁護・虐待発生又は再発を防止するため次の措置を講じます

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定します — 責任者 事務長
- (2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、従業員へ周知徹底
- (3) 虐待防止のための指針を整備
- (4) 虐待を防止するための従業員に対する研修を定期的に実施
- (5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (6) その他虐待防止のために必要な措置

2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）等による虐待又は虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報し、市町村の調査に協力します。

(その他運営に関する留意事項)

第13条 病院が実施する事業所の従業員の資質の向上を図るために、研修の機会を確保するとともに業務体制を整備する。

事業所は、全ての居宅療養管理指導従業員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内
- (2) 継続研修 年1回

2 事業者は、適切な指定居宅療養管理指導従業員の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、木古内町国民健康保険病院の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

居宅サービス利用料金表

(2024年6月1日現在)

居宅療養管理指導費・介護予防居宅療養管理指導費 (月2回限度)		介護報酬の料金	利用者負担金
医師が行う場合 (1回につき)	単一建物居住者1人に対して行う場合	5150円	299円
	単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	4870円	287円
	単一建物居住者10人以上に対して行う場合	4460円	260円
管理栄養士が行う 場合 (1回につき)	単一建物居住者1人に対して行う場合	5450円	545円
	単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	4870円	487円
	単一建物居住者10人以上に対して行う場合	4440円	444円
交通費	木古内町内	無料	
	病院を起点に1kmあたり	30円＋税	

◇表中の利用者負担金は1割負担で計算しています。